

# PFI事業の進め方に関する基本的な考え方

平成 16 年 9 月  
防 衛 庁

## 1 策定の趣旨

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という）は、平成 11 年 9 月に施行されてから 5 年が経過した。いまだ PFI 事業の一層の発展のためにはさまざまな課題が残っていることは、本年 6 月に公表された PFI 推進委員会の中間報告にも記されているとおりであるが、他方、この間、政府及び地方公共団体においては一定の成果を挙げているところである。

防衛庁においても、平成 14 年 4 月に PFI 推進チームを設置し、パイロット的な事業を試行的に進めてきている。本年 3 月には立川公務員宿舎整備について最初の PFI 事業契約を締結し、今年度末には呉史料館整備についての事業契約の締結が見込まれる状況である。

わが国における PFI 事業の現状、PFI 事業全般を取り巻く環境、さらには防衛庁におけるこれまでの PFI 事業への取り組みの実績を基礎として、防衛庁における PFI 事業に対する理解を深め、また、今後の PFI 事業の推進に関する指針とするため、本文書を策定するものである。

## 2 活用の目的

平成 12 年 3 月に告示された政府の「基本方針」には、PFI 事業の実施によって期待される効果として、

**国民に対する低廉かつ良質な公共サービスの提供**

**公共サービスの提供における行政の関わり方の改革**

**民間の事業機会の創出を通じた経済の活性化**

の 3 点が記されており、これらは原則として防衛庁にも妥当するものである。ただし、今後も引き続き予想される厳しい財政事情、進展する少子高齢化が募集の需給関係に与える影響、さらには安全保障環境の変化に伴う自衛隊の任務の多様化の要請といった、将来の防衛庁を取り巻く環境に鑑みれば、経費の徹底的な節減と官民の役割分担の見直しによる「人的・物的資源の最大限の効率的活用」が、防衛庁にとって特に重要な課題と考えられる。

したがって、防衛庁においては、P F Iを「人的・物的資源の最大限の効率的活用」を図るための有効な手段として位置づけることとし、P F Iによって提供される公共サービスの顧客が主として自衛隊であること、及び財政・会計制度や公共事業の枠組み等の現状を踏まえ、当面のP F I事業活用の目的を次のとおりとする。

事業コストの低減・効率化

事業の質の向上

人的資源の有効活用

これらの目的の達成のため、可能な限り維持・管理や運営等に要する役務の外部化を追求するとともに、民間事業者の競争を促し、民間事業者のコスト管理と創意工夫の能力を最大限に生かせるよう、一括発注、性能発注等の発注方法に特に留意するものとする。

### 3 活用分野

P F I事業の活用目的とその目的達成のための方策等を踏まえると、防衛庁としてP F I事業活用のメリットが期待できるのは、主として以下のような性格のものである。

- 一定規模の事業量があること
- 施設整備（設計・建設）と維持・管理及び運営が一体的に含まれていること
- 新規に役務要員が必要となるもので、かつ当該役務の外部化が可能であること
- 民間事業者に維持・管理や運営上のノウハウが蓄積されていると見込まれること
- これまでの実績から、防衛庁に十分な技術・サービスの評価能力があること
- 顧客として、提供されるサービス水準の需要を確定しやすいこと

これまでの活用実績及び上記要件を勘案すれば、以下に示す分野においてその活用が考えられるが、具体的な事業の選定に当たっては、自衛隊の任務及び活動の特性を踏まえ、予算及び定員への影響に十分留意するとともに、事業コストの低減・効率化、事業の質の向上及び人的資源の有効活用というP F I事業活用の目的に合致し、防衛庁にとってメリットのあるものを選定していくことが必要である。

公務員宿舎

広報施設（特に新規又は機能の増大）

厚生施設（特に新規又は機能の増大）

また、施設の建設を伴うものである限り、たとえ運営のみを対象とする場合も、P F I 法上の特定事業たり得ることに留意する。

今後 P F I 事業の推進のための全般的環境が整備されれば、将来的には整備・補給、輸送、教育・訓練、情報処理等に関する事業も P F I 事業とするメリットが得られる可能性がある分野として考慮するものとする。

## **4 留意事項**

これまでに示した P F I 事業活用の目的、P F I 事業の活用分野を十分に念頭に置くことほか、事業の具体的実施に際しては、以下の点に留意してこれを行うものとする。

### **(1) 武力攻撃事態などの事態における契約履行の確保等**

武力攻撃事態などの事態における契約履行の確保等については、現在整備されつつある緊急事態に関する法制との整合性等に留意することとする。ただし、当該事態においては、本来的にその業務を隊員が実施する必要があるものは、原則として P F I 事業の検討対象としない。

### **(2) 秘密保全の確保**

従来民間事業者との契約に際しての保秘義務の取り扱いに準じ、適切に秘密保全を確保するものとする。

### **(3) P F I 事業の運用能力の整備・強化**

P F I 事業を活用することが見込まれる分野を念頭に置きつつ、防衛庁が保有する

- (i) V F M (バリューフォーマネー) 算定能力
- (ii) 技術・サービス評価能力
- (iii) アドバイザー評価能力

の一層の強化を図る。また、積極的な情報発信に努めることとする。

### **(4) 推進体制**

個々の事業の実施にあたっては、諸データやノウハウの蓄積が庁内の関係機関において十分でない当面の状況においては、P F I 推進チームが発注者を最大限に支援するものとする。また、両者が密接に協力して事業を推進することによって、諸データやノウハウの蓄積及び庁全体への普及に資するものとする。